

[仮称]滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた意思疎通を理解し、促進する条例骨子(案)

厚生・産業常任委員会 資料7-1
令和4年(2022年)8月8日

これまでの経過

◆滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例検討過程における

滋賀県社会福祉審議会の答申(平成30年6月5日)

⇒「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれる」

◆手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討

・滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会(平成31年3月～令和3年3月、計8回)

・滋賀県障害者施策推進協議会(令和3年5月～令和4年3月、計4回)

◆条例の必要性

・かつて教育の場において手話の使用に対する制約があった歴史、多くの障害者は意思疎通に困難を感じていること、障害者の中には意思疎通を図る際に差別を受けた経験を持つ者がいること、手話が独自の言語体系を有する言語であり、ろう者の文化的所産であること、障害者が本人の障害の特性に応じたそれぞれの意思疎通手段に基づく独自の生活様式等を築いていることを県民に広く知らしめる必要がある。

・本県が目指す共生社会の実現には、障害特性に応じた意思疎通を理解し、促進することが極めて重要であり、そのためには県だけでなく、県民、事業者、学校等の役割を明らかにし、障害の特性に応じた意思疎通手段の学習および選択の機会の確保ならびに利用機会の拡大を必要がある。

◆協議会の結論(令和4年3月23日)

・障害の特性に応じた意思疎通手段について一体的に定める条例の制定を県で進めるべきとされた。

・その際、手話の言語性などについてもどこまで盛り込むか専門部会で検討を行うとされた。

I. 基本的事項

前文

●全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であることを明らかにし、以下の3点を広く県民に示します

(1)かつて教育の場において手話の使用に対する制約があった歴史や重度の知的障害者等に対する就学免除・就学猶予措置により意思疎通に関することを含め教育を受ける機会を失った歴史、

多くの障害者は意思疎通に困難を感じていること、障害者の中には意思疎通を図る際に差別を受けた経験を持つ者がいること

(2)そうした歴史等を学び、手話が独自の言語体系を有する言語であり、ろう者の文化的所産であること、障害者が本人の障害の特性に応じたそれぞれの意思疎通手段に基づく独自の生活様式等を築いていることを理解するとともに、

障害者が本人の障害の特性に応じた意思疎通手段を選択し、障害の特性に応じた意思疎通手段を獲得し、障害特性に応じた意思疎通手段を学習し、障害の特性に応じた意思疎通手段で学び、

障害の特性に応じた意思疎通手段を使い、障害の特性に応じた意思疎通手段による発信が尊重され、障害の特性に応じた意思疎通手段を将来に向かって守り育てていく環境づくりを促進する必要があること

(3)障害の特性に応じた意思疎通を理解し、促進することが、滋賀の共生社会の重要な基盤となること

目的

(1)障害の特性に応じた意思疎通を理解し、促進すること等について、基本理念を定め、県の責務、市町・県民等の役割、基本的施策を明らかにすること

(2)障害の特性に応じた意思疎通を理解し、促進する等の施策を推進し、もって共生社会の重要な基盤とすること

基本理念

●障害の特性に応じた意思疎通を理解し、促進する等の施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行わなければならないことを示します

(1)全ての県民が、障害者の意思疎通に関する歴史、多くの障害者が意思疎通に困難を感じてきたこと、障害者の中には意思疎通を図る際に差別を受けた経験を持つ者がいること、手話が独自の言語体系を有する言語であり、ろう者の文化的所産であること、障害者が本人の障害の特性に応じたそれぞれの意思疎通手段に基づく独自の生活様式等を築いていること(障害者の意思疎通に関する歴史等)を学び、理解を深めること

(2)全ての障害者が、その日常生活または社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得・利用し、障害の特性に応じた意思疎通手段による発信が尊重されること

(3)全ての県民が、障害の特性に応じた意思疎通を理解し、促進すること等が共生社会の重要な基盤となることを認識して役割を担うこと

II. 責務および役割

■県の責務

○ 県は、基本理念にのっとり、地域の実情を踏まえ、施策を策定し、実施する責務を有すること

○ 障害の特性に応じた意思疎通を理解し、促進する施策が、障害者でない者による情報の取得・利用や円滑な意思疎通に資するものであることを認識しつつ、市町等と連携して、施策を策定し、実施すること

○ 滋賀県障害者施策推進協議会への本条例に基づく施策の実施状況の報告と意見聴取をすること

■市町の役割

○ 基本理念にのっとり、県等と連携して、基本理念に対する住民の理解の促進と障害の特性に応じた意思疎通を理解し、促進する施策の実施に努めること

■県民の役割

○ 基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めること

■障害者・その家族の役割

○ 県民の基本理念に対する理解を深めるために必要な普及啓発に努めること

■障害者団体・支援者の役割

○ 県民の基本理念に対する理解を深めるために必要な普及啓発、学習および選択の機会の確保ならびに利用機会の拡大を図るよう努めること

■事業者の役割

○ 障害者に対して、商品、医療・保健・福祉等に係るサービス、文化芸術・スポーツ活動の機会等を提供する時や、障害者を雇用する時などには、障害特性に応じた意思疎通手段の利用ができるよう努めること

■学校等の設置者の役割

○ 乳幼児、児童、生徒等に対し、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する学習および選択の機会を確保するよう努めること

○ 保護者からの学校等における障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関する相談に応するなど利用機会の拡大を努めること

○ 教職員の障害の特性に応じた意思疎通手段に関する知識および技能の向上のための研修を行うなど人材の養成等に努めること

III. 基本的施策

■普及啓発

○ 障害者の意思疎通に関する歴史等について県民等が理解を深めることができるように、障害者等の協力を得つつ、普及啓発を行うこと

○ 障害の特性に応じた意思疎通手段の重要性や意思疎通支援者の果たす役割等について県民等が理解を深めることができるように、障害者等の協力を得つつ、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する普及啓発を行うこと(例:県民向け講座の開催等)

■学習・選択の機会の確保ならびに利用機会の拡大

○ 学習および選択の機会の確保、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に必要な体制の整備を図るなどの利用機会拡大のための取組

○ 障害者の情報取得等に資するICT機器等の利用促進に向け、障害者の居宅における支援、講習会の実施、障害者等からの相談への対応その他の必要な取組を行うこと(例:障害者へのIT講習会やITに関する出張サポートなどICT機器利用のための環境整備等)

■人材の養成等

○ 意思疎通支援者の確保、養成および資質の向上を図るために措置(例:意思疎通支援者の養成研修、県職員研修等)

■情報の発信等

○ 障害の特性に応じた意思疎通手段を利用した県政等に関する情報発信(例:会見時の手話通訳者配置等)

○ 災害時等における連絡体制の整備(例:遠隔手話サービス等)

■県民、事業者、学校等の設置者等への支援

○ 障害者の意思疎通に関する歴史等の普及啓発や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用機会の拡大等に取り組む県民等への助言、情報提供等(例:出前講座等)

○ 商品、医療・保健・福祉等に係るサービス、文化芸術・スポーツ活動の機会等を提供する者が行う、障害の特性に応じた意思疎通を必要とする者がサービス等を利用する環境を整備する取組への支援

○ 乳幼児、児童、生徒等が障害の特性に応じた意思疎通手段を学習し、障害の特性に応じた意思疎通手段による教育を受けるための学校等の設置者への支援(例:専門家の派遣等)

■調査の実施等

○ 施策の実施に必要な調査の実施および成果の普及(例:盲ろう者実態調査等)

■財政上の措置

○ 施策推進に必要な財政上の措置

見直し規定

●施行後3年を目途として、この条例に基づく取組の成果および課題等を勘案し、基本理念の実現に向けた施策の推進等について検討を加え、その結果に基づいた必要な措置を講ずる(検討の際は、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴く)